

第30回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月25日（木）午後3時00分から午後3時52分まで

2 開催場所 幕別町役場3階3-A・B会議室

3 出席委員（23名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悅啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

 第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
 第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
 第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
 第2号 農用地の買入協議に係る要請について
 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

- 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地
利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6号 現況証明について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	稻垣 昂太
農地振興係主事補	村岡 倖

6 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第30回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に15番萬谷委員、16番小野寺委員を指名いたします。よろしくお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告はございません。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p>

	事務局から報告第2号1番から13番について、説明をいたします。
事務局	報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。案件は、議案書2ページから5ページの1番から13番であり、今月11日および19日に町公社が利用調整を行った13件であります。2番、5番、9番、13番は農地売買等事業の即売タイプ、1番、3番、4番、6番から8番、10番から12番は、農地売買等事業の貸付タイプとなっております。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番から13番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。
	事務局から報告第3号1番から5番について、説明をいたします。
事務局	報告第3号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。案件は、議案書6ページから7ページの5件でございます。3番の案件は先月18日に、1番、2番、4番、5番の案件は今月18日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から5番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
	議案第1号1番から25番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から25番について、議案書をもとに朗読】

1番から4番、6番から25番の案件は利用調整のため、5番の案件は借換のため合意解約するものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。

議案第1号1番から25番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から25番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第2号1番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農用地について、農地中間管理機構による買い入れが特に必要と認められるので、農用地の買入協議に係る幕別町への要請を行うことについて審議を求めます。

【議案第2号1番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は報告第2号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件でございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番から6番は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。
事務局	議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
	議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人幕別町農業振興公社から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求める。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求める。
	【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書1ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号3番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局	<p>【議案第3号3番から4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書2ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
5番	<p>5番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p>
	<p>議案第3号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第3号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号5番から6番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号5番から6番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書3ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は佐藤悦啓委員ですが、私が地区担当委員として利用調整会議に出席しましたので、私の方からご説明いたします。これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p>

議案第3号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。

議案第4号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書4ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 説明いたします。これらの案件は、今月11日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第4号3番から4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号3番から4番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書5ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に當農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号5番から6番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号5番から6番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書6ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に當農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号7番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書7ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号7番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書8ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、令和3年12月に町公社が利用調整を行つ

	たものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号9番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号10番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号10番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書8ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4番	4番説明いたします。この案件は、先月17日に町公社が利用調整及び買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号10番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

	議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求めます。
	【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件につきましては、経営継承に伴う後継者への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案5号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号2番から3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番から3番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、別添、農地法第3条調査書2ページから3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。2番の案件につきましては、今月18日に酒井委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。3番の案件につきましては、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。この案件は、経営継承に伴う後継者への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書5ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番	6番説明いたします。この案件は、経営継承に伴う後継者への使用貸借でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号5番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号6番から7番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号6番から7番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、別添、農地法第3条調査書6ページから7ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3番	3番説明いたします。これらの案件につきましては経営継承に伴う後継者への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号6番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号6番から7番は原案のとおり決定いたしました。
	次に、議案第5号8番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号8番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書8ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、農地所有適格法人への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第5号9番から10番について、議案書をもとに朗読】**

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書9ページから10ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。9番の案件は、借主が農地所有適格法人、10番の案件は、借主が後継者でありますが、両案件ともに使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号9番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

- 議長 異議なしとします。よって、議案第5号9番から10番は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、議案第5号11番について、事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第5号11番について、議案書をもとに朗読】
- 本件について補足いたしますと、借主は清水町で肉用牛を生産している農家であります。経営している牛舎等の農業施設は全て宅地となっているため、経営農地としては所有していない状況であります。このことから、別添、農地法第3条調査書11ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 9番 9番説明いたします。この案件は、今月18日に酒井委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【全員異議なし】
- 議長 異議なしとします。よって、議案第5号11番は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、議案第5号12番について、事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第5号12番について、議案書をもとに朗読】
- 以上の案件は、別添、農地法第3条調査書12ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 14番 14番説明いたします。この案件は、今月18日に酒井委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号12番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号13番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号13番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、別添、農地法第3条調査書13ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1番	1番説明いたします。この案件は、今月18日に酒井委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号13番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号14番から15番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号14番から15番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、別添、農地法第3条調査書14ページから15ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。14番の案件は、借主の経営する農業法人の農地所有適格法人化に伴う借換えであります。また、15番の案件は、今月11日に小野寺委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、両案件ともに周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第5号14番から15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号14番から15番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号16番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号16番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、別添、農地法第3条調査書16ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は、今月18日に酒井委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第5号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって、議案第5号16番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。
事務局	議案第6号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があつたので審議を求めます。
	【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】
	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月11日に長谷川委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】
	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月11日に小野寺委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第30回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。